

船舶事故調査報告書

平成27年5月21日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	被引浮体搭乗者負傷
発生日時	平成25年7月21日 14時00分ごろ
発生場所	広島県福山市横島南方沖 横田港一文字防波堤西灯台から真方位209° 1.0海里付近 （概位 北緯34° 20.09′ 東経133° 16.84′）
事故調査の経過	平成25年7月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 水上オートバイ ブルースカイ、0.2トン 273-12967広島、個人所有 3.02m (Lr) × 1.12m × 0.45m、FRP ガソリン機関、154.50kW、平成24年5月 B 水上オートバイ TATSUYA、5トン未満 273-11032広島、個人所有 2.51m (Lr) × 1.05m × 0.43m、FRP ガソリン機関、106.60kW、平成13年4月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 42歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成5年9月10日 免許証交付日 平成24年10月9日 （平成30年9月9日まで有効） B 船長B 男性 44歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成11年8月3日 免許証交付日 平成21年8月1日 （平成26年8月2日まで有効） 搭乗者B ₁ 男性 29歳 搭乗者B ₂ 女性 21歳 搭乗者B ₃ 女性 28歳
死傷者等	A なし B 重傷 3人（搭乗者B ₁ 、搭乗者B ₂ 、搭乗者B ₃ ）
損傷	なし

<p>事故の経過</p>	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、ウェイクボードをえい航する予定の海域を下見するため、横島南岸の砂浜（以下「本件砂浜」という。）を出発し、沖に向けて南東進した。</p> <p>船長Aは、本件砂浜の約100m沖で左転したとき、左舷前方の本件砂浜の近くで停船しているB船を認め、その後、増速して約30km/hの速力で本件砂浜に沿って北東進した。</p> <p>船長Aは、本件砂浜沖を初めて遊走するので、付近の岩礁の有無などを確かめながら北東進を続けていたところ、B船が南東進して左舷船首方至近に迫っていることを認め、衝突の危険を感じて減速し、B船がA船の船首方を右方に通過した直後、B船がえい航する浮体（以下「本件浮体」という。）に気付いたが、何もする間もなく、平成25年7月21日14時00分ごろA船の船首部と本件浮体とが衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、搭乗者3人を乗せた本件浮体を長さ約18mのロープでつなぎ、本件砂浜の近くを出発して本件浮体のえい航を始めた頃、右舷前方にA船を認め、その後、沖に向けて約20～25km/hの速力で南東進した。</p> <p>船長Bは、時折、左舷後方に顔を向けて本件浮体の状況を確認しながら南東進を続けていたところ、A船が右舷方約30mに接近していることに気付き、A船が本件浮体の後方を通過することを期待したが、A船と本件浮体とが衝突するのを目撃した。</p> <p>搭乗者3人は、A船の船首部が本件浮体をすくい上げる状態となって海に投げ出され、船長B及びイベント参加者等に救助された後、救急車で病院に搬送され、搭乗者B₁が肋骨骨折等、搭乗者B₂が恥骨骨折、搭乗者B₃が左腕骨折等と診断された。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図 参照）</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 3、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 下げ潮の末期、海上 平穏</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本件砂浜では、イベントが開催されており、イベント参加者等を対象に、B船が本件浮体のえい航を担当していた。</p> <p>本件浮体は、ポリ塩化ビニール製の本体にナイロン製カバーを施し、左右両端を上方に湾曲させた、長さ約2m、幅約3m、定員3名の円盤状の遊具であり、本事故当時、搭乗者3人は、頭を前方に向け腹ばいの姿勢で搭乗していた。</p> <p>船長A、船長B及び搭乗者3人は、救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、横島南岸沖を北東進中、船長Aが、付近の岩礁の有無など</p>

	<p>を確かめることに意識を向け、周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、B船が左舷船首方から接近していることに気付かず、A船と本件浮体とが衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、本件砂浜沖で遊走するのが初めてであったことから、ウェイクボードをえい航する予定海域の岩礁の有無などを確かめていたものと考えられる。</p> <p>B船は、横島南岸沖を、本件浮体をえい航しながら南東進中、船長Bが、本件浮体の状況に意識を向け、周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、A船が右舷方から接近していることに気付かず、A船と本件浮体とが衝突し、本件浮体の搭乗者が海に投げ出されて負傷したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、横島南岸沖において、A船が北東進中、B船が南東進中、船長Aが、付近の岩礁の有無などを確かめることに意識を向け、また、船長Bが、本件浮体の状況に意識を向け共に周囲の見張りを適切に行っていなかったため、A船と本件浮体とが衝突し、本件浮体の搭乗者が海に投げ出されたことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸近く等で水上オートバイを操縦するときは、常時周囲の見張りを適切に行うこと。 ・ 浮体等をえい航して遊走するときは、操縦者とは別に、えい航されている浮体等の状況を確認する者を配置することが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図

